

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：教育費 項：教育総務費 目：進学奨励費

事業名 高等学校奨学金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

教育委員会 教育財務課 管理経理係 電話番号：058-272-1111 (内 3583)

E-mail：c17773@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 14,184 千円 (前年度予算額：14,874 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	14,874	0	0	0	0	0	14,874	0	0
要求額	14,184	0	0	0	0	0	14,184	0	0
決定額	14,184	0	0	0	0	0	14,184	0	0

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

勉学意欲がありながら、経済的理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対して、奨学金を貸与し、教育の機会を確保する。

(2) 事業内容

【主な採用基準】

1. 県内に住所を有する者の子弟であること (県外募集枠を除く)
2. 経済的理由により修学が困難であること (生活保護基準額 1.5 倍程度以下)
3. 高等学校又は高等専門学校に在学していること

【貸与月額】

貸付区分		貸与月額	備 考
高等学校	自宅	18,000 円	いずれかを選択
	自宅外	23,000 円 28,000 円	
高等専門学校		18,000 円	

【奨学金の返還】

貸付終了後、10年以内に、貸与を受けた総額を半年賦均等方式（半年毎に同額を返還し、最大で20回以内で返還）又は月賦払い方式（口座振替による返還方法に限る）によって返還

（3）県負担・補助率の考え方

- ・奨学金返還見込額（令和3年度 14,314千円）

（4）類似事業の有無

- ・「岐阜県選奨生奨学金」

経済的理由により修学が困難であり、人物、学業ともに優秀であること（成績要件あり）が貸付の主な要件。

- ・「子育て支援奨学金」

第3子以降の者であることが貸付の要件。

3 事業費の積算内訳（単位：千円）

事業内容	金額	事業内容の詳細
貸付金	14,184	修学が困難な生徒等に対して奨学金を貸与する。
合計	14,184	

決定額の考え方

4 参考事項

（1）国・他県の状況

国庫補助事業の廃止に伴い、平成17年度から県単独事業として継続実施しており、他県等においても同様の奨学金事業を実施中。

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

県内に住所を有する者の子弟で、勉学意欲がありながら、経済的理由により高等学校等での修学が困難な生徒に対して、奨学金を貸与し、教育の機会を確保する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
				(前々年度末時点)		
貸与要件を満たす者に貸与する貸与率	—	100%	100%	100%	100%	100%
	(H)	(H29)	(H30)	(R1)	(—)	
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

--

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

高等学校奨学金奨学生の募集を実施

一次募集 令和2年4月1日～令和2年6月10日

二次募集 令和2年10月1日～11月10日（予定）

【貸与状況】

令和2年度 53人 10,830千円（見込）

令和元年度 40人 8,928千円

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

経済的理由により修学が困難な生徒に対して奨学金を貸与することにより、成績にかかわらず勉学意欲のある者の修学の機会を確保した。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い 	
(評価) ○	<p>経済・雇用状況の悪化の影響から奨学金事業へのニーズは依然高く、修学を支援する資金を貸与する本事業は、学ぶ意欲のある者の修学の機会を確保するため必要性が高い。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	<p>国庫補助事業の廃止に伴い、平成17年度から県単独事業として継続実施しており、毎年50～100人余の生徒等に対して奨学金を貸与している。また、要件を満たすすべての申請者に対して貸与できており、事業成果が得られている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある 	
(評価) ○	<p>より多くの生徒等が利用できるよう奨学生募集を4月の一次募集に加え10月に二次募集を実施し、事業の効率化は図られている。</p>

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 <p>経済・雇用の状況や学生支援制度（公立高等学校の授業料無償化等）の制定、国が行う同様の制度等を踏まえ、奨学金の貸与条件や事業の方向性（拡大、縮小）を検証し、柔軟に対応していく必要がある。また、事業の財源は返還金であり、滞納への効果的な対策を講ずる必要がある。</p>

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか <p>国等の学生支援制度、奨学金事業の情勢、経済情勢等を把握し、柔軟に対応していく。返還金の滞納対策として、H28から債権回収会社（サービサー）への外部委託を導入しており、引き続き返還金の回収強化に取り組む。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	—
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	—

